## 中期目標の期間の終了時の検討について

地方独立行政法人法第79条の2第 I 項の規定により、中期目標期間の終了時の検討を行い、所要の措置を講じましたので、同条第3項の規定により公表します。

## 【検討結果】

法人評価委員会での年度業務実績評価及び中期目標期間終了時の見込評価結果においてそれぞれ中期目標の達成に向けて「順調に進んでいる」「達成する見込み」との評価であり、引き続き中期目標達成に向け、法人に業務を継続させることが必要と判断しました。

また、これまでの年度業務実績評価及び中期目標期間終了時の見込評価における法人評価委員会の意見を踏まえ、第2期中期目標の策定に向けた検討を行うことをもって組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に代わるものとしています。

## 【所要の措置】

上記の検討結果を第2期中期目標に反映させることをもって所要の措置を講ずるものとします。